

鳥取県外国人受入介護事業者等に対する学習強化支援事業補助金募集要領

令和 2 年 4 月 1 5 日

鳥取県福祉保健部ささえあい福祉局長寿社会課

1 目的

在留資格をもって本邦に在留する者（以下「在留外国人」という。）を受け入れる県内の介護事業者及び介護福祉士養成施設（以下「介護事業者等」という。）に対し、受入れに際して必要となる経費の一部を補助することにより、受入事業所又は施設内における在留外国人へのサポート体制構築及び介護サービスの質の維持・向上を図るとともに、県内の介護人材の確保を図ることを目的として交付します。

2 募集事業の概要

令和3年3月31日までに完了する事業を対象に募集を行います。

(1) 募集期間

令和2年4月15日（水）から同年12月28日（月）まで

（期間終了後、予算に余りがある場合は、予算の範囲内で随時募集します。）

(2) 対象事業及び補助額等

対象事業	外国人受入介護事業者等に対する学習強化支援事業 (1) 介護技術に係る研修事業（在留資格の固有要件等で規定される講習時間を除く。） (2) 日本語の研修（在留資格の固有要件等で規定される講習時間を除く。）又は学習支援事業 (3) 事業所又は施設内の受入れ環境整備事業
対象事業者	対象事業（1）から（3）までをすべて実施する以下の要件を満たす介護事業者等 ① 鳥取県内に所在する別表に掲げる種別の介護サービス事業者 ② 鳥取県内に所在する社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号）第40条第1号から第5号までの規定に基づき文部科学大臣及び厚生労働大臣の指定した学校又は都道府県知事の指定した介護福祉士養成施設
対象経費	対象事業の実施に要する経費 （報償費、旅費、人件費、需用費（消耗品費、印刷製本費）、役務費（通信運搬費、手数料、保険料）、委託費（県内事業者が実施したものに限る。ただし、止むを得ない事情で県内事業者への発注が困難と県が認めた場合については、この限りでない。）、使用料及び賃借料
補助率	1 / 2
補助額上限	在留外国人1人につき157,500円
採択予定数	15名分

3 応募について

(1) 提出書類

別途定める「鳥取県外国人受入介護事業者等に対する学習強化支援事業補助金交付要綱（以下「交付要綱」という。）」を参考にしてください。

提出書類	提出部数
①交付申請書(鳥取県補助金交付規則(以下「規則」という。)第5条)	各1部
②事業計画書(様式第1号)	
③収支予算書(様式第2号)	

(2) 提出方法

郵送又は持参により提出してください。

4 応募にあたっての留意事項

(1) 本事業の対象とできるのは在留外国人1人につき1回までとします。

(2) 原則として先着順で受け付けますが、同着等の場合で一方を選択する必要がある場合や同一法人内事業所から複数の申請があった場合などにおいては県が必要な調整を行う場合があります。

(3) 在留外国人を受け入れる場合であっても、本事業の目的に沿わない者については、交付対象となりません。

(例) 在留資格「特定技能」、「技能実習」、「特定活動(EPA)」のうち介護分野以外の目的で在留する者 など

(4) 国庫補助金や基金等の他の支援制度を活用されている又はされる場合については、対象経費を区分する必要がありますのでご注意ください。なお、該当する場合は、事業計画書(様式第1号)「3 他の補助金の活用の有無」の項目にて申告してください。

5 提出・問合せ先

〒680-8570 鳥取市東町一丁目220

鳥取県福祉保健部ささえあい福祉局長寿社会課地域包括ケア推進担当

電話：0857-26-7176

ファクシミリ：0857-26-8168

電子メール：choujyushakai@pref.tottori.lg.jp

別表

通し番号	事業所種別
1	第1号通所事業（介護保険法第115条の45第1項第1号のロ）
2	老人デイサービスセンター
3	指定通所介護（指定療養通所介護を含む）
4	指定介護予防通所介護
5	指定認知症対応型通所介護
6	指定介護予防認知症対応型通所介護
7	老人短期入所施設
8	指定短期入所生活介護
9	指定介護予防短期入所生活介護
10	養護老人ホーム
11	特別養護老人ホーム（指定介護老人福祉施設）
12	軽費老人ホーム
13	ケアハウス
14	有料老人ホーム
15	指定小規模多機能型居宅介護
16	指定介護予防小規模多機能型居宅介護
17	指定複合型サービス
18	指定訪問入浴介護
19	指定介護予防訪問入浴介護
20	指定認知症対応型共同生活介護
21	指定介護予防認知症対応型共同生活介護
22	介護老人保健施設
23	指定通所リハビリテーション
24	指定介護予防通所リハビリテーション
25	指定短期入所療養介護
26	指定介護予防短期入所療養介護
27	指定特定施設入居者生活介護
28	指定介護予防特定施設入居者生活介護
29	指定地域密着型特定施設入居者生活介護
30	サービス付き高齢者向け住宅
31	第1号訪問事業（介護保険法第115条の45第1項第1号のイ）
32	指定訪問介護
33	指定介護予防訪問介護
34	指定夜間対応型訪問介護
35	指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護
36	介護医療院